

子育てを応援する制度

1) 堺市子育て支援情報総合サイト（さかい☆HUGはぐネット）

堺市における子育て支援に関するさまざまな情報を、ホームページ内「さかい☆HUGはぐネット」で一元化して提供しているサイトです。「障害のある子どもへの支援」では、支援センターや支援学校の案内など、障害のある子どもたちのための情報を掲載しています。

【問合せ】 こども企画課（P.40参照）

2) 育児支援ヘルパー派遣事業

堺市内在住で、妊娠中の方または乳児を養育する方が体調不良や育児不安等により家事や育児が困難であるにも関わらず、家事や育児のお手伝いをしてくれる人がいない家庭などに、ヘルパーを派遣し、掃除、洗濯、食事の支度などの家事や育児のお手伝いをします。（有料）

里帰り出産や手伝いに来てくれる人がいる家庭は対象になりません。

【問合せ】 各区子育て支援課（P.39参照）

3) 子育てアドバイザー派遣事業

子育ての悩みや子育ての不安がある家庭や運営方法で悩んでいる子育てサークル等に、子育てアドバイザー（市が実施する研修を修了したボランティア）を無料で派遣します。（ただし、こどもの保育や家事の援助など派遣できない場合があります）また、初めて出産した家庭を子育てアドバイザーが訪問し、子育て支援情報の提供なども行う「さかい子育てスマイル訪問」も実施しています。

【問合せ】 各区子育て支援課（P.39参照）

4) ファミリー・サポート・センター事業

子育ての応援をしたい方（提供会員）と子育ての応援をしてほしい方（依頼会員）からなる相互援助活動を行う会員組織です。こどもの通園・通学の送迎をしたり、保育施設の開始時間前や終了後、買い物や講演会などに行くときにこどもを預かります。（有料）※登録方法等の詳細は「広報さかい」や「堺市ファミリー・サポート・センターホームページ」等でお知らせします。

【問合せ】 ファミリー・サポート・センター事務局（P.41参照）



5) 病児保育事業

病気やケガで認定こども園等への通園などが困難な6か月～小学6年生までの児童をお預かりします。専用の保育施設で保育する施設型、自宅などで保育する訪問型があり、利用には事前登録が必要です。（有料）

（令和7年10月現在）

	名称	所在地	TEL	FAX
施設型	病児保育室ゆめぼけっと	南区高倉台4丁21-1 (ぐんぐんキッズクリニック泉ヶ丘)	295-1500	295-1101
	ぐんぐん病児保育室	北区中百舌鳥町2丁21大休ビル2階 (ぐんぐんキッズクリニック)	275-7517	なし
	病児保育室ぞうさん	西区津久野町1丁25-1 (堺市立総合医療センター院内 保育所内)	271-5163	なし
	清恵会病児保育室めぐみ	堺区南安井町1丁1-1 (清恵会病院5階)	223-8199	なし
	病児保育室ゆりかご	中区東山1042-1	234-6880	234-6880
訪問型	堺市訪問型病児保育センター事務局 ※	堺区新町2-4 小山電ビル2階	228-7668	228-7661

※利用会員及びサポート会員の登録や紹介などを行います。

【問合せ】 各保育室等
こども育成課（P.40参照）

6) 一時預かり事業

保護者が就労（平均週3日程度）や疾病、介護、冠婚葬祭、その他の理由（育児疲れ解消のためのリフレッシュなど）で家庭での育児に困ったとき、本事業を実施している認定こども園・保育園で一時的に預かります。（有料）

【問合せ】 各認定こども園・保育園
幼保政策課（P.40参照）

7) 緊急一時保育

保護者の出産や入院、災害などにより保育の必要性が緊急で発生した場合に、認定こども園や保育所などを一時的に利用できます。利用期間は30日以内です。（引き続き利用が必要と認められたときは、30日を限度に延長することができません。）

【問合せ】 各区子育て支援課（P.39参照）

8) 休日保育

保護者が常態的に休日に保育ができない場合に、休日保育を実施している認定こども園・保育園等で休日保育が利用できます。保育の必要性の認定（2・3号認定）を受ける方のうち、休日保育の必要性の認定を受けた方が対象です。利用料は、休日以外に利用している認定こども園・保育園等の利用料に含まれます。

【制度についての問合せ】 幼保政策課（P.40参照）

9) みんなの子育てひろば

地域の就学前児童とその保護者を対象に、空き店舗や地域の会館、マンションの一室などで、次の活動を行っています。

- 就学前のこどもとその保護者の交流の場の提供と交流の促進
- 子育てに関する相談、援助の実施
- 地域の子育て関連情報の収集及び提供
- 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

「みんなの子育てひろば」は、地域の子育て団体や、NPO法人、社会福祉法人などの団体が、市からひろば運営経費の補助を受け、公益事業（活動）として、実施（運営）しています。

【問合せ】 各みんなの子育てひろば
こども育成課（P.40参照）

10) のびのびルーム

児童の健全育成と子育て支援を図るため、放課後等に学校施設や専用教室等を活用して、小学1年生から6年生（一部対象学年が異なる学校あり）の児童を対象に、主に集団による遊びやスポーツ活動等を行っています。

【問合せ】 教育委員会事務局 放課後こども支援課（P.40参照）

11) 放課後ルーム

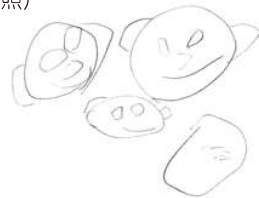
放課後等に学校施設を活用し、小学4年生から6年生（一部対象学年が異なる学校あり）の児童を対象に、学習や様々な体験・交流活動等を行っています。

【問合せ】 教育委員会事務局 放課後こども支援課（P.40参照）

12) 堺っ子くらぶ

放課後等に学校施設や専用教室等を活用して、小学1年生から6年生の児童を対象に、児童が豊かな放課後等を過ごせるよう、留守家庭等児童を対象とする「のびのびルーム」と、全ての児童を対象とする「すくすく教室」の両事業を連携して実施し、「遊び・体験・交流・生活」の場を提供しています。

【問合せ】 教育委員会事務局 放課後こども支援課（P.40参照）



13) 子育て短期支援事業

・短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病、出産、看護、冠婚葬祭、出張等でこどもの養育が一時的に困難となったとき、又は緊急一時的に母子の保護が必要などき等に、実施施設（児童養護施設・母子生活支援施設・乳児院）で一定期間、養育及び保護を実施します。期間は原則7日以内です。

利用にあたっては、事前の申請が必要です。また、受け入れは各施設の空き状況によります。

【問合せ】 各区子育て支援課（P.39参照）

・夜間養護（トワイライトステイ）等事業

《夜間養護》

保護者の仕事等が恒常的に夜間や深夜にわたる場合、学校等が終わってから概ね22時まで（但し必要に応じて宿泊も可能）、実施施設（児童養護施設・母子生活支援施設・乳児院）で、こどもの養育を受けることができます。

利用にあたっては、事前の申請が必要です。また、受け入れは各施設の空き状況によります。

《休日預かり》

保護者の仕事等が恒常的に土・日曜日、祝日にあたる場合、日中、実施施設（児童養護施設・母子生活支援施設・乳児院）で、こどもの養育を受けることができます。

利用にあたっては、事前の申請が必要です。また、受け入れは各施設の空き状況によります。

【問合せ】 各区子育て支援課（P.39参照）



障害児支援の利用料の無償化について

2019年10月から障害児支援を利用する3歳から5歳までのお子さんの利用料が無償になりました。

無償となるサービス

- 児童発達支援
- 福祉型障害児入所施設
- 居宅訪問型児童発達支援
- 医療型障害児入所施設
- 保育所等訪問支援

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、
「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくことになります。

※ 市町村民税非課税世帯については、0歳児から5歳児まですでに無償となっています。

※ 幼稚園、保育所、認定子ども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

※ 無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

【問合せ】 障害福祉サービス課（P.40参照）